

マイナンバー制度広報チラシの掲示・配布の御依頼

平素より、厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度につきましては、本年10月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12桁のマイナンバー（個人番号）を記した通知カードの送付が始まります。

マイナンバー制度の周知・広報につきましては、これまで、政府広報等での国民の皆様向けの広報や、説明会等での民間事業者の皆様向けの周知など総合的に取り組んでいるところですが、今般、マイナンバーに便乗した詐欺等も発生していることを踏まえ、こうした詐欺被害防止のために一層の注意喚起を行うべく、国民の皆様にとって身近な貴所におかれまして、マイナンバー制度の周知・広報に御協力賜りたく存じます。

○御協力いただきたい事項

- ・ 貴所において、国民の皆様の見やすい場所に、同封のチラシを掲示していただきますよう、お願い致します。
- ・ 本チラシはA4表裏印刷で2枚同封しております。
これは、「配布用」としても作成したのですが、貴所におかれましては、表面と裏面を並べた形での「掲示」をお願い致します。
- ・ 広報チラシについて、貴所所属団体より、PDF形式でのご提供があった場合には、適宜印刷の上、更なる掲示や、国民の皆様への配布をお願い致します。

<掲示イメージ>

(表面)

(裏面)



○チラシを御覧になった方からのお問い合わせについて

- ・ 本チラシの内容につきまして、チラシを御覧になった方からお問い合わせがありましたら、チラシ裏面に記載がございます下記連絡先を御案内頂きますよう、お願い致します。

① 通知カード・個人番号カードのお問合せは、個人番号コールセンター：0570-783-578（受付時間 8:30～22:00（平日） 9:30～17:30（土日祝））

② マイナンバー制度に関するお問合せは、マイナンバーコールセンター：0570-95-0178（受付時間 9:30～22:00（平日） 9:30～17:30（土日祝））

(本掲示依頼についてのお問い合わせ先)
厚生労働省政策統括官付
情報政策担当参事官室
担当：青木、菊地
TEL：03-5253-1111（内線 2245）